

審査結果概要書

平成 24 年 6 月 29 日

審査機関名 株式会社 JACO CDM

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	A 重油ボイラからバイオマスボイラへの更新及びバイオマス発電の導入プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社兼平製麺所
排出削減共同実施事業者名	株式会社 FT カーボン
事業実施場所	本社工場 (岩手県盛岡市川目町 23 番 17 号 盛岡中央工業団地内)
事業の概要	本事業は A 重油ボイラ 4 基を木質バイオマスボイラ 1 基へ更新する。木質バイオマスへのエネルギー転換によって、CO ₂ 排出量を削減する。また、バイオマスを燃料とする自家用発電機を導入し、所内使用電力の CO ₂ 排出量を削減する事業である。
排出削減量の計画	<p>【001 ボイラーの更新】 2011 年度：234 t-CO₂/年 2012 年度：352 t-CO₂/年 (事業実施期間合計 586 t-CO₂)</p> <p>【030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設】 (限界電源方式) 2011 年度：61 t-CO₂/年 2012 年度：90 t-CO₂/年 (事業実施期間合計 151 t-CO₂)</p> <p>【合計】 (限界電源方式) 2011 年度：295 t-CO₂/年 2012 年度：442 t-CO₂/年 (事業実施期間合計 737 t-CO₂)</p> <p>【030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設】 (全電源方式 参考値) 2011 年度：40 t-CO₂/年 2012 年度：60 t-CO₂/年 (事業実施期間合計 100t-CO₂)</p> <p>【合計】 (全電源方式 参考値)</p>

	2011年度：275 t-CO2/年 2012年度：412 t-CO2/年 (事業実施期間合計 687 t-CO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011年8月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 方法論番号 030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイト訪問により確認した。 排出削減事業実施場所：本社工場 (岩手県盛岡市川目町 23 番 17 号 盛岡中央工業団地内) 事業サイトの視察日付：2012年6月22日
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、省エネ及びCO2排出量の削減を目的として実施されていることを、削減事業実施者である株式会社兼平製麺所、担当者への質問等により確認した。 2) 本事業における、更新前のA重油ボイラーは1991年12月から2004年12月に設置され、撤去されたボイラー及びバックアップ用ボイラー共に引き続き使用可能であることを確認している。 3) 投資回収年数計算の根拠データ及び検算により、本事業の投資回収年数は9.7年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについて、事業者及び関係者への質問及び検算、関連証憑との突合により正確性を確認している。 4) 排出削減事業者は、バイオマスエネルギーの利用による省エネルギー及びCO2削減に取り組んできている。具体的には、木質バイオマスボイラー及びバイオディーゼルボイラーを設置してきている。本事業では、木質バイオマスボイラーを増設すると共にバイオマスを燃料とする自家用発電

	<p>機を導入することにより、CO2 排出量削減を目的としていることを、現地視察、質問等により確認している。</p> <p>以上、本事業は、追加性を有すると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、各事業サイト訪問時のヒアリングにより、事業者が業界団体に所属しておらず、自主行動計画に参加していない事を確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 方法論 001「ボイラーの更新」に基づき適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件 1 については、本事業はバイオマスへの燃料転換となるため、ボイラーの効率改善については問われない。</p> <p>適用条件 2 については、更新前の A 重油ボイラーが継続して使用可能であることを、担当者へのヒヤリング及び現地視察により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーで生産した温水は自家消費することを確認している。</p> <p>方法論 030-A「バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設」に基づき適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件 1 については、本事業はバイオマスを主たる燃料とする自家用発電機（以下「自家用バイオマス発電機」）を新設するため、条件を満たしている。</p> <p>適用条件 2 については、自家用バイオマス発電機で発電した電力を自家消費することを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量の計算方法、モニタリングの方法等が適切であることを、事業者への質問と関連資料の閲覧により確認している。</p> <p>3) 本事業によるリーケージについては、木質バイオマスを集積地からバイオマスボイラサイトまで輸送することによる輸送燃料（軽油）由来の CO2 排出量及びバイオマスボイラの補機動力、主にバイオマス燃料供給部分による電力使用量由来の CO2 排出量が排出削減量の 5%を下回ることを関連資料により確認している。</p>

4. 特記事項

木質チップの原料については、近隣地域の間伐材、製材端材等を使用していることを関連資料他により確認している。

以上